

# 奈良県立都市公園 奈良公園 撮影ガイド

(奈良県立都市公園条例 行為許可申請の手引)

## 1 概要

公園内で静止画・動画を撮影する際は、営利・非営利を問わず、奈良県立都市公園条例に基づく「行為許可」が必要となる場合があります。

本ガイドでは、許可の要否の判定、申請手続きの流れ、使用料、当日の遵守事項についてまとめています。

## 2 許可が不要な撮影

次の場合は、行為許可申請は不要です。

- ・ 個人的な記念撮影（趣味・娯楽の範囲）

※ただし、カメラマンによる撮影は申請が必要

例）スマートフォンや小型カメラでの手持ち撮影、商用でない個人 SNS 用動画

- ・ 少人数での集合写真・学校行事

例）三脚や照明などの機材を使用しない家族・友人の記念撮影、

遠足・修学旅行での撮影（カメラマンによる撮影含む）

※混雑時や他の来園者の通行・利用を妨げる行為はご遠慮ください。撮影時は周囲や自然環境への配慮をお願いします。

## 3 許可が必要な撮影

次の場合は、必ず行為許可申請が必要です。

- ・ テレビ番組・映画・CM など営利目的の撮影

- ・ 企業広告・カタログ等の商用スチール撮影
- ・ YouTube 等に公開する収益目的の動画制作（実際に収益が発生するかは問いません）
- ・ 撮影会（コスプレ・モデル撮影）、カメラマンや写真館による家族写真や結婚式の前撮り、写真教室・カメラ教室など講座を目的とした撮影 など
- ・ 出版・販売目的の写真撮影（予定を含む）

※クレーンやレール設置など、周辺エリア占用を伴う行為は原則不可。

※県が協力する映画や番組等は、必要最小限の範囲で占用を許可する場合あり。

※テレビ・映画・広告等は企画書提出のうえ、事前相談が必要。

※周辺寺社や施設の行事、工事、イベント、特定日時、場所、または混雑状況によっては、撮影許可に制限が生じる場合あり。

#### 4 撮影可能区域と制限

- ・ 撮影可能エリアは「奈良公園管理区域地図（PDF）」をご確認ください。
- ・ 公園外施設（東大寺、興福寺、春日大社、奈良国立博物館、正倉院など）が映り込む場合、当事務所の許可とは別に、各施設の管理者の許可が必要です。
- ・ 許可が必要な撮影については、現在観光客の増加により園内が終日混雑していることから、特に大仏殿前参道および奈良国立博物館北側歩道等の人流が著しく多い区域では、通行確保を最優先とし、原則として撮影許可を行いません。
- ・ 浮見堂内での撮影については、特にストロボスタンド等の機材や敷設物の設置、着替えやメイクなどの行為を禁止しています。なお、他の場所でこれらを行う場合も、周囲の迷惑とならないよう十分ご配慮ください。

## 5 撮影許可申請手続きの流れ

### ① 書類入手

奈良公園事務所のホームページより、以下の書類をダウンロードしてください。

- ・公園内行為許可申請書
- ・奈良公園管理区域(地図)

### ② 書類作成

申請書の記入にあたっては、本ガイドの内容を参照してください。

### ③ 書類提出(原則 FAX)

撮影希望日の 2 週間前までに必着で、以下に FAX 送信してください。

FAX:0742-24-1706

※企画書・図面等を FAX 送信できない場合は、郵送でも受け付けます。

### ④ 受信確認の電話連絡

FAX 送信後は、必ず受信確認のお電話をお願いします。

TEL:0742-22-0375

※郵送の場合も、事前にご連絡ください。

### ⑤ 審査期間

原則 3~5 営業日。ただし、工事・イベント等の理由により許可できない場合があります。

### ⑥ 許可の可否連絡

審査後、奈良公園事務所より電話にて連絡します。

### ⑦ 使用料の納付

許可が下りましたら、奈良公園事務所の窓口にて振込用紙をお渡しします。

指定の金融機関にて使用料を納付のうえ、領収書の控えをご提示ください。

【郵送をご希望の場合】

振込用紙の郵送を希望される方は、切手を貼付した返信用封筒（宛先記入済）を奈良公園事務所宛にお送りください。

#### ⑧ 許可書の受領と携行

使用料の納付が確認でき次第、許可書を窓口にて交付いたします。

撮影当日は、必ず許可書を携行してください。

##### 【郵送をご希望の場合】

許可書の郵送を希望される方は、切手を貼付した返信用封筒（宛先記入済）を奈良公園事務所宛にお送りください。

振込用紙と許可書の両方の郵送を希望される場合は、返信用封筒を２通分ご用意のうえ、あわせてご送付ください。

#### 6 提出書類：別添の記入例をご参照ください。

| 区分      | 様式   | 主な記入ポイント                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行為許可申請書 | 専用様式 | <p>【行為の期間】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・日付と撮影時間帯を記入。天候等による予備日の設定も可能</li><li>・正午の場合は「午前 12 時」と記入</li></ul> <p>【行為の場所及び面積】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・<u>園地名など、具体的な撮影場所を記入</u></li><li>・面積の記入は不要</li></ul> <p>【使用する公園施設】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・記入不要</li></ul> <p>【申請者】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・商号または名称、代表者氏名を記載</li></ul> |

|                    |      |                                                                                                                                       |
|--------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>担当者氏名を記載（代表者と同一の場合は空欄可）</u></li> <li>・<u>フリーランスの場合はその旨も併せて記載</u></li> <li>・押印不要</li> </ul> |
| 地図                 | 専用様式 | 撮影場所を太線で囲む                                                                                                                            |
| 参考資料<br>(必要に応じて提出) | 任意様式 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画書（※テレビ番組・映画・広告・動画配信は必須）</li> <li>・スケジュール表</li> <li>・絵コンテ</li> <li>・機材リスト 等</li> </ul>       |

## 7 申請期限・提出方法

- ・ 期 限 : 撮影希望日の2週間前必着（占用行為は1か月前）
- ・ 提 出 者 : 撮影責任者本人（被写体・代理人による提出は不可）

法人名で申請する場合は、撮影者名も併記

- ・ 住 所 要 件 : 申請者は国内の住所が必須（使用料納付書発行のため）
- ・ 連 絡 先 : 当日連絡可能な電話番号（携帯電話等）を記入
- ・ 受 付 時 間 : 平日 8:30～17:15（時間外は電話がつながりません）

※FAXで提出される場合は、受信待機および受信確認に要する時間を考慮のうえ、  
ご提出ください。

- ・ 提 出 方 法 :

① 行為許可申請書を窓口に提出または FAX 送信 (0742-24-1706)

② 直後に電話 (0742-22-0375) で受信確認

- ・ 受 付 時 間 : 平日 8:30 ～ 17:15

## 8 使用料(1日あたり)

| 区分     | 金額                           | 主な用途例                   |
|--------|------------------------------|-------------------------|
| 静止画    | 1,150 円<br>11,900 円(年間/年度単位) | カタログ・雑誌・商品写真・前撮り・写真教室など |
| 動画     | 13,710 円                     | 映画・CM・TV・収益動画など         |
| 静止画+動画 | 14,860 円                     | 同日内に両方を実施               |

### ※使用料免除の例

- ・報道機関によるニュース取材、奈良紹介・広報目的の番組など
- ・県・市町村主催/後援の広報撮影(要事前相談)

## 9 当日の遵守事項

- ・ 通 行 確 保 : 混雑エリアでの撮影は制限・不許可
- ・ 芝 生 保 護 : 芝生・文化財は養生材を敷設
- ・ 動 物 配 慮 : 鹿を追い回さない・餌付け禁止(鹿せんべい除く)
- ・ 危 険 物 禁 止 : 火気・発電機・高出力照明 等
- ・ 音 響・照 明 制 御 : 周囲の鑑賞・滞在を妨げないレベルに調整
- ・ 許 可 書 携 行 : 保安員から提示を求められる場合あり
- ・ 使 用 禁 止 機 材 : 大型三脚・照明スタンド 等
- ・ 日 程 変 更 : 平日に限り、利用日前営業日 15:00 までの奈良公園事務所への電話連絡。期日後の受付不可。

## 10 FAQ

- ・ 夜間撮影は可能ですか?  
→ 原則として日没後の撮影は認めていません。特別な演出が必要な場合は

事前にご相談ください。

- ・ 無人航空機（ドローン）を使用可能ですか？

→ 奈良公園上空での無人航空機（ドローン）の飛行は禁止されています。

※ただし、若草山 2 合目の指定区域内においては、垂直飛行かつ 1 時間以内の飛行に限り、届出により許可される場合があります。

- ・ 撮影が中止になった場合、使用料は返金されますか？

→ 許可後における取消し・延期（申請者都合・天候等を含む）については、既納の使用料は返還いたしません。

## II お問い合わせ

奈良県奈良公園事務所

〒630-8114 奈良市芝辻町543番地

TEL 0742-22-0375／ FAX 0742-24-1706

電話・窓口受付時間：平日 8:30～17:15